様式第一の記載要領第四号の表特定目的会社に係る課税の特例の項、投資法人に係る課税の特例の項、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例の項及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例の項を次のように改める。

特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14第１項又は平成23年12月旧措置法第67条の14第１項	00396	法規別表十(八)「13」の欄の金額
投資法人に係る課税の特例	第67条の15第１項又は平成23年12月旧措置法第67条の15第１項	00397	法規別表十(八)「33」の欄の金額
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の３の２第１項又は平成23年12月旧措置法第68条の３の２第１項	00398	法規別表十(九)「16」の欄の金額
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の３の３第１項又は平成23年12月旧措置法第68条の３の３第１項	00399	法規別表十(九)「33」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項を次のように改める。

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第68条の８第１項の表の第１号又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成23年12月旧措置法」という。）第68条の８第１項の表の第１号	10369	法人税法施行規則（以下この表において「法規」という。）別表一の二(一)「30」の欄の金額
	第68条の８第１項の表の第２号又は平成23年12月旧措置法第68条の８第１項の表の第２号	10370	法規別表一の二(二)「28」の欄の金額
	第68条の８第１項の表の第３号又は平成23年12月旧措置法第68条の８第１項の表の第３号	10371	法規別表一の二(三)「27」の欄の金額
	第68条の８第２項又は平成23年12月旧措置法第68条の８第２項	10372	法規別表一の二(二)「24」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第１項第１号イ（償却費）	10383	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第１項第１号イ）	10384	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の10第１項第１号イ）	10385	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成24年旧措置法」という。）第68条の10第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ（償却費）	10277	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ）	10278	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ）	10279	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第68条の10第１項第１号ロ（償却費）	10386	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の10第１項第１号ロ）	10387	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の10第１項第１号ロ）	10388	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第68条の10第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号ロ（償却費）	10280	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額